

諮問内容

- 1 出産育児一時金の支給額を次のとおりとする。
- ・産科医療補償制度の掛金分を1万2千円、本来分を40万8千円とする。(参考：現行の掛金1万6千円、本来分40万4千円)

(1) 出産育児一時金制度の概要

出産育児一時金は、被保険者が出産した時に、出産に要する経済的負担を軽減するため、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し一定の金額を支給する制度です。

本市では、出産育児一時金の支給額を条例で規定しています。

(2) 出産育児一時金の見直しについて

公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度における掛金の額が、現行1万6千円から1万2千円へ引下げられることに伴い、厚生労働省において少子化対策としての重要性を考慮し、掛金の引下げ分を本人の給付引上げに充てるよう、出産育児一時金の支給額を現行40万4千円から40万8千円へ引上げる見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和3年8月4日に公布された。

これを受け、本市国民健康保険においても支給額を見直すこととする。

《本市の出産育児一時金支給額の推移》

- ・平成18年10月：30万円→35万円
- ・平成21年1月：35万円→原則38万円(本来分35万円+産科医療補償制度掛金分3万円)

※産科医療補償制度の導入に伴い3万円の加算措置を創設。

(本制度は、分娩に関連して重度脳性麻痺になった児と家族の経済的負担の補償などを目的として創設)

- ・平成21年10月：原則38万円→原則42万円(本来分39万円+産科医療補償制度掛金分3万円)※23年3月までの暫定措置
- ・平成27年1月：原則42万円

(本来分39万円→40.4万円へ引き上げ、+産科医療補償制度掛金分3万円→1.6万円へ引き下げ)

※今まで本市国保は、健保令に合わせて、出産育児一時金を改正している。

(3) 本市国民健康保険における出産育児一時金の改正について

	現在の額	見直し後の額
出産育児一時金本来分	40.4万円	40.8万円
産科医療補償制度掛金分	1.6万円	1.2万円
合計	42.0万円	42.0万円

(4) 本市国民健康保険における出産育児一時金支給状況

	支給額(円)	件数	支給額(円)
30年度	40.4万円	8	3,232,000
	42.0万円	116	48,799,124
元年度	40.4万円	8	3,232,000
	42.0万円	111	46,486,565
2年度	40.4万円	3	1,212,000
	42.0万円	92	38,646,197

(5) 出産育児一時金を見直した場合の影響

出産育児一時金支給において、大半が産科医療補償制度に加入している医療機関での出産であることから、本来支給額の引き上げによる影響はほとんどない。(令和2年度で試算すると、3件×4千円=12千円)

(6) 出産育児一時金の改正時期

出産育児一時金の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の実施時期と同じく令和4年1月1日からとする。